

# 自然環境の保護・保全

## ① 現況と課題

- ・省エネや再資源化を推進していますが、環境の改善にはいまだ不十分であるため、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境への負荷を軽減することが重要となります。
- ・本市のもつ素晴らしい自然環境は、来遊者を魅了する財産ともなっており、自然と人が共生するまちの実現を目指す必要があります。
- ・山間部へのごみの不法投棄や海岸への漂着ごみが環境の悪化を招いているため、対策を進める必要があります。
- ・地球規模の温暖化が叫ばれるなかクリーンエネルギーの普及など、温室効果ガスの削減に積極的に取り組む必要があります。

## ② 基本目標

自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します。

## ③ 目標値

| 数値系指標               | 現況     | 目標値    |        |
|---------------------|--------|--------|--------|
|                     | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 海水浴場の水質調査AAの数(9箇所中) | 8箇所    | 9箇所    | 9箇所    |

| 意識系指標(市民満足度)           | 現況     | 目標値    |        |
|------------------------|--------|--------|--------|
|                        | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 自然環境の保護・保全に満足している市民の割合 | 65%    | 68%    | 70%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目       | 内 容  |
|-----------|--|
| 環境学習の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然が共生する環境の創造と循環型社会の形成をテーマとした学習会や公開講座を開催します。</li> </ul>   |
| 河川浄化の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水が水質汚濁につながらないよう浄化槽の適正管理の啓発に努めるとともに合併処理浄化槽への転換や下水道への接続を促します。</li> <li>・水質汚濁の早期発見のため定期的に河川水質検査を実施します。</li> </ul>  |
| 不法投棄対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や関係機関と協力し、不法投棄の監視強化と早期撤収に努めるとともに不法投棄防止の啓発活動を行います。</li> </ul>   |
| 環境保全施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画を策定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的、計画的に推進します。</li> <li>・海岸の自然環境を保全し、美化活動を推進するとともに、生態系に配慮しつつ、美しい海岸景観や水質の保全に努めます。</li> <li>・生物の生息・生育の源である水辺空間の環境向上を図るため、河川の清掃などを実施し、河川環境の保全と親水性に努めます。</li> <li>・森林の間伐、森林保育などの体験機会の充実、森林の保全活動を行う団体の育成や活動を支援し、健全な森林の育成に努めます。</li> </ul> |
| 地球温暖化の抑制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や関係機関と協力し、森の力の再生を推進します。</li> <li>・市民や事業所とともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。</li> <li>・クリーンエネルギーの活用への補助制度を検討します。</li> </ul>  |
| 新たな事業への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設など新たな事業に対しては、環境、景観、健康などに十分配慮し、慎重に取扱います。</li> </ul>   |

1-1-2

## 景観形成

### ① 現況と課題

- ・美しい自然や受け継がれた歴史、文化などの景観的に貴重な資源が失われつつあり、「下田まち遺産\*」を次代に継承し、育てていくことが求められています。
- ・下田市景観計画を基に、「下田まち遺産」を維持、創出、活用し、市民との協働により、景観重点地区を位置づけていくなど、官民一体となったまちづくりが必要です。
- ・市民や事業者、各種団体に対する理解と、浸透させるための啓蒙や、景観に配慮した事業展開も必要です。

### ② 基本目標

下田まち遺産を守り活用し、市民が愛着と誇りを持ち、  
良好な景観が活かされる、魅力あるまちを目指します。

### ③ 目標値

| 数値系指標       | 現況     | 目標値    |        |
|-------------|--------|--------|--------|
|             | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 下田まち遺産の認定件数 | 0件     | 55件    | 110件   |
| 景観重点地区数     | 0地区    | 1地区    | 2地区    |

| 意識系指標(市民満足度)                | 現況     | 目標値    |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
|                             | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 自然や歴史を活かした景観の整備に満足している市民の割合 | 41%    | 51%    | 61%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目               | 内 容  |
|-------------------|--|
| 下田まち遺産の<br>未来への活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の発信や各種イベントなどを行うことにより、市民の理解、認識を深めるように努めます。</li> <li>・自然景観、歴史的建築物、地域の祭りや伝統行事を維持、継承するための活動を推進します。</li> <li>・新たなまち遺産となる可能性のあるものの奨励や支援をします。</li> <li>・下田市景観計画に即した建築の誘導、まち遺産に対する活動、まち遺産を活かした景観まちづくり、歴史的建物や素材の活用、市内外の人々の積極的参加など各種の仕組の整備を推進します。</li> </ul> |
| 良好な景観の形成          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準を設け、区域、行為、規模により届出や取組書の提出を推進します。</li> <li>・公共施設に対し景観重要公共施設の指定をし、景観的整備基準も考慮した施設を増やします。</li> <li>・屋外広告物について、県条例に基づく誘導から、市独自の誘導に努めます。</li> </ul>   |
| 花いっぱい運動の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、各種団体と協働して、花いっぱい運動を推進します。</li> </ul>   |

【用語解説】 \*「下田まち遺産」:下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるもの。

## 公害防止

### ① 現況と課題

- ・市民の意識の高まりにより、地域レベルでの公害防止活動が行われていますが、より住みやすいまちを目指すため、その輪を広げていく必要があります。
- ・大規模な事業所がなく、発生する公害は他市町と比較すると少ない状況ですが、市民の日常生活や事業活動に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭などの公害苦情があるため、更なる公害防止活動の推進が求められています。
- ・廃棄物の不法投棄を防止するため、関係機関と連携を取り監視体制を強化していく必要があります。
- ・事業所や家庭で行われる野焼き、廃棄物焼却施設などから発生するダイオキシン類など有害物質の排出抑制を徹底することが求められています。

### ② 基本目標

市民の生活環境を保護するために、  
より良好な居住環境の形成を目指します。

### ③ 目標値

| 数値系指標  | 現況     | 目標値    |        |
|--------|--------|--------|--------|
|        | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 公害苦情件数 | 19件    | 15件    | 10件    |

| 意識系指標(市民満足度)                  | 現況     | 目標値    |        |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
|                               | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 自然・環境問題への率先した取り組みに満足している市民の割合 | 36%    | 46%    | 56%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 公害情報の提供               | ・光化学オキシダント*の警報・注意報の周知を図ります。   |
| 公害の相談・指導体制の充実         | ・関係機関の協力を得ながら、公害の相談・指導を行います。<br>・関係機関と連携し、事業所などへの立入調査を実施します。                                    |
| 産業廃棄物や処分場の適正な処理・管理の推進 | ・関係機関に対し厳正な監視と行政指導を要請します。<br>・施設の設置や業の許可に際し、住民合意の必要性を要求するよう努めます。<br>・処理施設や処分の現状把握を行い、公害防止に努めます。 |

【用語解説】 \*「光化学オキシダント」：自動車や工場・事業所などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線を受けて、光化学反応により生成される二次汚染物質のこと。高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。

1-1-4

## 資源循環

### ① 現況と課題

- ・リサイクル分別品目の追加などにより可燃ごみの排出量が減少し、資源ごみが増加していますが、更なる適切な分別を図るため、一層の周知に努める必要があります。
- ・限られた資源を有効に活用するため、循環型社会の形成が求められています。
- ・南豆衛生プラント組合汚泥処理クリーンセンターでは、し尿や浄化槽汚泥を再生処理し、土壌改良材に生まれ変わらせていますが、さらに市民に広く利用してもらう必要があります。

### ② 基本目標

市民総参加で循環型社会の実現を目指します。

### ③ 目標値

| 数値系指標                | 現況     | 目標値    |        |
|----------------------|--------|--------|--------|
|                      | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| リサイクル率 (総資源化量/ごみ発生量) | 15%    | 22%    | 26%    |

| 意識系指標 (市民満足度)               | 現況     | 目標値    |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
|                             | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| ゴミの量の抑制や資源化・再利用に満足している市民の割合 | 55%    | 63%    | 70%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目        | 内 容  |
|------------|--|
| 4R*の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境やごみ問題に関する広報などを実施し、4Rの意識の啓発に努めます。</li> <li>・市民、事業者、行政が一体となり、4Rをより一層推進します。</li> </ul>            |
| 収集体制の効率化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別区分の細分化に対応した効率的な収集体制を検討し、収集業務の合理化やコスト削減に努めます。</li> <li>・焼却業務の包括委託又は収集業務の民営委託化を検討します。</li> </ul> |
| 資源の有効活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック類や焼却灰の再資源化など新たな処分方法について検討します。</li> <li>・南豆衛生プラントの適正な運営に努め、汚泥の有効資源化を推進します。</li> </ul>       |
| 施設整備の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の細分化に対応できる施設配置を検討し、効率的な処理に努めます。</li> </ul>   |

【用語解説】 \*「4R」：リフューズ(Refuse)、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字のRをとったもの。

◎リフューズ(ごみ拒否)は、ごみの発生を抑制するため、ごみとなるものを必要以上に手に入れないという考え方。

◎リデュース(ごみ減量)は、将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量をともに減らしていくという考え方。

◎リユース(再利用)は、繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生かすという考え方。

◎リサイクル(再資源化)は、リユースできずどうしても不要になるものを、正しく分別し資源として再生利用するという考え方。



1-2-1

# 上水道

## ① 現況と課題

- ・市民や来遊者への安定した水の供給が必要になります。
- ・保健衛生の向上や文化的生活を確保するため未給水地域の解消が求められています。
- ・上水道供給施設の耐震化や設備の更新、石綿管の布設替の必要があります。

## ② 基本目標

安全で安定した水の供給に努めます。

## ③ 目標値

| 数値系指標                | 現況     | 目標値    |        |
|----------------------|--------|--------|--------|
|                      | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 普及率 (現在給水人口/行政区域内人口) | 96.3%  | 97.0%  | 97.5%  |
| 新規拡張区域における給水人口       | —      | 115人   | 239人   |
| 石綿管比率 (石綿管延長/全管路延長)  | 9.7%   | 7.5%   | 5.0%   |

| 意識系指標 (市民満足度)         | 現況     | 目標値    |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|
|                       | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 安全な水道水の供給に満足している市民の割合 | 77%    | 77%    | 77%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目        | 内 容   |
|------------|---|
| 安定した水の供給   | <ul style="list-style-type: none"><li>・下田市水道ビジョンに基づき、安定した水道水を供給します。</li><li>・拡張事業を推進し、未給水地域の解消に努めます。</li></ul>                        |
| 老朽化した施設の更新 | <ul style="list-style-type: none"><li>・浄水場、配水池など基幹施設の耐震補強や更新、送・配水管の布設替を計画的に行います。</li></ul>  |
| 安全な水の供給    | <ul style="list-style-type: none"><li>・安全で安定した水を供給するため水源環境の保全に努めます。</li><li>・下田市水道水源保護条例を遵守し、水源の水質保全や地球環境の保全に対する意識の高揚に努めます。</li></ul> |

1-2-2

# 生活排水

## ① 現況と課題

- ・美しい自然環境と健康的で清潔な都市環境を守るために、地域に適した生活排水処理施設の整備が求められています。
- ・水環境を向上するため合併処理浄化槽への設置替えや公共下水道接続率の向上が求められています。
- ・社会経済状況の変化に配慮し、費用対効果を重視した施設整備を進める必要があります。
- ・下水道経営の健全化を図るため、自立、安定した経営基盤を構築する必要があります。
- ・施設の効率的な運用を図るため、適切な維持管理に努める必要があります。

## ② 基本目標

公共用水域の水質を保全するとともに、地域に適した生活排水処理施設の整備を行い、清潔で快適なまちを目指します。

## ③ 目標値

| 数値系指標                                   | 現況     | 目標値    |        |
|---|--------|--------|--------|
|   | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 公共下水道接続率(水洗化率)<br>(下水道接続済人口/下水道処理区域内人口) | 66.9%  | 74.2%  | 80.0%  |
| 合併処理浄化槽設置替整備率<br>(合併処理浄化槽/単独・合併処理浄化槽の計) | 10.5%  | 11.9%  | 13.1%  |

| 意識系指標(市民満足度)               | 現況     | 目標値    |        |
|----------------------------|--------|--------|--------|
|                            | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 下水道や合併処理浄化槽の整備に満足している市民の割合 | 51%    | 60%    | 70%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目           | 内 容   |
|---------------|---|
| 下水道施設の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠については、引き続き処理区域内の面整備を実施します。</li> <li>・浄化センターやポンプ場については、長寿命化計画を策定し、老朽化した設備や機器の更新などを実施します。</li> <li>・下水道総合地震対策計画を策定し、浄化センターやポンプ場の耐震化を実施します。</li> </ul> |
| 下水道施設の維持管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の広報、啓発活動などを実施し、接続率の向上に努めます。</li> <li>・悪質な下水が流入しないよう監視、指導し下水道施設の処理能力を維持します。</li> </ul>  |
| 集落排水処理施設の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した集落排水処理施設の機器更新を計画的に実施し、施設の長寿命化に努めます。</li> </ul>   |
| 合併処理浄化槽の普及・促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市公共下水道事業認可区域外や集落排水処理施設の処理対象区域外の適切な下水処理のため、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。</li> </ul>   |
| 浄化槽維持管理の啓発    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の設置者に対して適法な管理がなされるよう啓発に努めます。</li> </ul>  |

## 公園

### ① 現況と課題

- ・都市公園<sup>\*</sup>のうち敷根公園は主に運動目的に利用され、下田公園は自然を活かした立地条件により観光や自然に親しむ場として利用されています。
- ・他の都市公園7箇所は、旧町内、東・西本郷、中、立野の地区に点在し、各々の場所や形態にあった利用がされています。
- ・都市公園の機能の充実や老朽化した施設の改修が求められています。
- ・自然公園<sup>\*</sup>は、自生植物や自然景観を活用し、市民の健全な憩いの場として利用されています。

### ② 基本目標

市民が安心して楽しむことのできる憩いの場を創出します。

### ③ 目標値

| 数値系指標    | 現況      | 目標値      |          |
|----------|---------|----------|----------|
|          | 平成21年度  | 平成27年度   | 平成32年度   |
| 敷根公園利用者数 | 97,735人 | 100,000人 | 100,000人 |

| 意識系指標(市民満足度)            | 現況     | 目標値    |        |
|-------------------------|--------|--------|--------|
|                         | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 身近な公園や緑地の整備に満足している市民の割合 | 48%    | 58%    | 68%    |

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目     | 内 容  |
|---------|--|
| 都市公園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市都市公園長寿命化計画の策定により、施設や設備を計画的に改修し、市民の身近な生活空間として安全性の確保に努めます。</li> <li>・下田公園は、下田公園整備基本方針に基づき自然や歴史、観光面での特色を活かし、計画的な整備を推進します。</li> </ul> |
| 自然公園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然と人が気軽にふれあう場として、自然環境の保護、保全を前提とした整備を推進します。</li> <li>・市民や地域と協働して施設管理を行うとともに自然観察会などを開催し、施設の有効活用に努めます。</li> </ul>                    |
| 管理体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の身近な生活空間として、地域の実情やニーズに応じた公園管理を行うため、市民参加の推進を図ります。</li> </ul>  |

【用語解説】 \*「都市公園」：下田公園、敷根公園、本郷公園、小山田公園、中村中央公園、中村東公園、立野公園、ペリー上陸記念公園、汐見台公園を指す。

\*「自然公園」：寝姿山自然公園、爪木崎自然公園を指す。

## 1-2-4 住宅

### ① 現況と課題

- ・東海地震に対し、耐震性が不足する住宅が多数あるため、個人住宅に対し耐震診断を行い、補強計画や補強工事を推進していく必要があります。
- ・耐震性のない市営住宅は、老朽化も進み、安全性を確保するための対策を講ずる必要があります。
- ・耐震性のある市営住宅についても設備などの改修が必要となっています。
- ・景観に配慮した住宅の建設を推進する必要があります。

### ② 基本目標

安心・安全な生活を守るため、  
市営住宅の整備や住宅の耐震化の支援を推進します。

### ③ 目標値

| 数値系指標                            | 現況     | 目標値    |        |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
|                                  | 平成21年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| 市営住宅耐震化率<br>(耐震性有市営住宅戸数/市営住宅総戸数) | 44%    | 46%    | 100%   |
| 民間住宅耐震化率<br>(耐震性有住宅数/住宅数)        | 49%    | 58%    | 65%    |

#### ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目      | 内 容   |
|----------|---|
| 市営住宅の整備  | <ul style="list-style-type: none"><li>・下田市地域住宅計画に基づき老朽化した市営住宅を市民ニーズに対応した住宅に建て替え供給します。</li><li>・下田市地域住宅計画に基づき市営住宅の改修を行います。</li></ul> |
| 住宅耐震化の支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>・個人住宅の耐震性向上のための啓蒙や支援を行います。</li></ul>  |
| 居住環境の保全  | <ul style="list-style-type: none"><li>・快適な都市環境を創出するため、道路や側溝など生活基盤の整備を進めます。</li><li>・関係機関と協力し、安全な居住環境とするための指導を行います。</li></ul>        |



## 河川

---

### ① 現況と課題

---

- ・稲生沢川、大賀茂川をはじめとする市内の河川の総延長は127kmに及びます。
- ・準用河川\*や普通河川\*のなかには川幅が狭く、河川氾濫による被害が発生する危険があるため、河川改修による整備が求められています。
- ・河川の整備には、生態系や景観への配慮や親水空間の創出が求められています。

### ② 基本目標

---

景観や生態系に配慮した、安全な水辺空間の創出を目指します。

---

## ④ 基本目標を実現するための施策

| 項 目     | 内 容  |
|---------|--|
| 治水対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と協力し、浸水が多い地区での雨水対策を推進します。</li> <li>・未改修河川の治水対策を推進します。</li> </ul>   |
| 水辺空間の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や関係機関と協働して水辺の美化や保全活動を行い、景観に配慮した水辺空間の保全に努めます。</li> <li>・河川の流域に沿った緑地や遊歩道を整備し、河川を身近に感ずる水辺空間の整備を進めます。</li> </ul> |

【用語解説】 \*「準用河川」：一級河川（国土交通大臣が指定）にも二級河川（都道府県知事が指定）にも指定されなかった河川で、市町村長が指定した河川。河川法の二級河川に関する規定が準用される。

\*「普通河川」：一級河川、二級河川、準用河川の「法河川」のいずれでもない河川であり、河川法の適用も準用も受けない河川。